

蒲郡市シティセールス推進協議会規約（修正箇所明示）

（名称）

第1条 本会は、蒲郡市シティセールス推進協議会と称する。

（目的及び事業）

第2条 本会は、蒲郡市におけるシティセールスに関し、次に掲げる事業を官民一体で実施することにより、蒲郡市の地域活性化に寄与することを目的とする。

- (1) がまごおりじなる（蒲郡市シティセールス基本方針）関係事業
- (2) ロケ支援事業
- (3) グルメ事業
- (4) プロモーション事業
- (5) その他シティセールスの推進や地域活性化に必要な事業

（会員）

第3条 会員は、前条の目的に賛同する団体、企業及び個人とする。

2 団体、企業会員の資格の取得は、入会手続が完了したときとする。個人会員は  
ガマゴリ・ら LINE のお友達登録をしたときとする。

3 会員の資格の喪失は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 会員から退会の申し出のあったとき。
- (2) 団体にあつては、解散したとき又は会費を納入しなかったとき。
- (3) 個人にあつては、死亡したとき。

（役員）

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名以内

2 役員は、本会の会議において選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(名誉会長及び名誉副会長)

第6条 本会に名誉会長及び名誉副会長を置く。

2 名誉会長は、蒲郡市長をもって充てる。

3 名誉副会長は、蒲郡商工会議所会頭をもって充てる。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の会議に出席して意見を述べることができる。

(相談役)

第8条 本会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、会長が委嘱する。

3 相談役は、本会の会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 本会の会議は、本会の運営に関する重要事項を協議し、議決する。

3 本会の会議で議決すべき事項で軽易なものについては、会議の開催に代えて書面による議決をすることができる。

(実行委員会)

第10条 本会の事業を円滑に推進するため、本会に実行委員会を置く。

2 委員は、会員をもって充てる。

3 実行委員会に次の役員を置く。

(1) 実行委員長 1名

(2) 副実行委員長 15名以内

4 会長は、実行委員長を兼ねることができる。

5 実行委員会は、本会の決定に基づき、すべての事業を管理し、推進する。

(プロジェクト)

第11条 本会の事業を効果的に推進するため、実行委員会内に次のプロジェクトを置く。

(1) がまごおりじなるプロジェクト

(2) ガマロケ！プロジェクト

(3) グルメプロジェクト

(4) プロモーションプロジェクト

(5) その他シティセールスの推進や地域活性化に必要なプロジェクト

(会計)

第12条 本会の経費は、会費、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 会員のうち団体及び企業にあつては、会費として、年額10,000円を納入するものとする。ただし、本会の設立初年度にあつては無料とする。

2 前項の年額の計算期間は、次条に定める会計年度の区分によるものとし、当該会計年度の中途において会員資格の取得があつた場合においても、年額を納入するものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第15条 本会は、事務局を蒲郡市旭町17番1号蒲郡市産業振興部観光まちづくり課シティセールス推進室内に置く。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年12月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月25日から施行する。